

「2021 年度法務研修」

公 募 仕 様 書

電力広域的運営推進機関

## 1. 件名

「2021年度法務研修」業務委託

## 2. 目的

本研修は、2021年度の本機関職員に対し講義による教育を行い、特に、本機関という公益的な役割を担う組織にあって、電気事業法を始めとした関係法令、本機関内規程を幅広く理解し、認識を深め、さらには応用的な知識を習得させる為、本研修業務の委託を行う。

## 3. 委託契約期間

契約締結日から2022年3月末まで

## 4. 委託内容

### (1) 研修委託業務

- ・カリキュラムに沿った本機関職員への講義
- ・研修の講義に必要な教材及び資料の作成
- ・研修に必要な見学及び機材の手配
- ・研修終了後、本機関の要請に従い、研修報告書の提出
- ・その他、研修委託業務に関わる一切の業務

### (2) 研修場所

原則として、本機関の指定するweb会議システムを利用するweb形式とする。

### (3) 研修実施日

1回あたり60～90分とし、12回とする。

### (4) 研修内容等

現時点で実施を予定している研修内容等は以下のとおりである。

<コンプライアンス(4回)>

- ①コンプライアンスの重要性
- ②不正・不祥事が発覚した場合の対応
- ③インフラ事業者として考えるべき情報セキュリティ
- ④公益通報者保護法の改正

<法務関連(8回)>

- ①契約実務の基本(民法)
- ②電気事業と契約実務(電気事業法等)
- ③広域機関を取り巻く法的リスク(種々)
- ④法律家から見た労務管理・ハラスメント(労働法)
- ⑤プライバシー保護の重要性(個人情報保護法)
- ⑥エネルギー事業におけるプロジェクトファイナンス(民法等)
- ⑦エネルギー事業と倒産法(倒産法)
- ⑧電気事業者のM&A(会社法等)

但し、研修内容については、受託者より本研修目的をより有効にする提案を受け、委託者が承認すれば変更することができるものとする。

(5) 研修講師の条件

- ・国の制度設計を含む電力業界に精通していること(制度設計に関与した経験を有する者が望ましい)
- ・電気事業法及びこれに関連するガイドライン等について深い知識を有すること
- ・電気事業を含む不正・不祥事等のコンプライアンス案件について多くの経験を有すること
- ・電気事業に関連する法令(民法、労働法、個人情報保護法等)に専門性を有すること
- ・企業法務として10年以上の経験を有すること

(6) 研修受講対象予定者

本機関に在籍する職員

但し、上記に加え、委託者・受託者の双方が合意した場合は、追加で受講できることとする。

(7) 提出書類等

① 受講要領

受託者は、各研修実施7日前までに、次の内容を含む受講要領を作成し、提出するものとする。

- ・講師の氏名
- ・研修概要

② 研修実施報告書

受託者は、各研修終了後10日以内に次の内容を含む研修実施報告書を提出するものとする。

- ・研修実施日時、講師の氏名
- ・研修実施内容

(8) その他実施条件

- ・講義は全て、日本語で行うこと。
- ・講義に関する研修資料などは、事務局用として別途提供するものとする。
- ・テキスト作成代は受託者負担とする。
- ・研修内容、研修に関連する一連の提出書類の内容に関しては、本機関と調整をするものとし、そのために必要な打ち合わせは適時実施するものとする。

5. 特記事項

- ・この仕様書に記載の事項は、目的外使用や第三者への漏えいをしないこと。
- ・この仕様書に定めのない事項について必要のある時は、委託者と受託者が都度協議し、決定するものとする。

以上